

駒ヶ根市主催イベント・行事の実施のための当面の判断基準

駒ヶ根市新型コロナウイルス感染症対策本部

市主催イベント・行事については、下記「市主催のイベント・行事開催の目安」に従い実施する。

感染防止に最大限の注意を払いながら、イベント等を実施することとする。

なお、イベント等の場において濃厚接触者をできる限り生じさせないようにする（例えば、マスクの常時着用が困難な場合には身体的距離を十分に確保する）とともに、参加者に陽性者が発生した場合に濃厚接触者にかかる調査を円滑に実施できるようにする（接触確認アプリのインストールの義務付け、参加者の連絡先の確認を確実に行う）こと、イベント前後の感染防止についての注意喚起を徹底することとする。

また、集会や会議等の開催に当たっては、年齢や身体の調子等により、多人数が集まる場への参加を控えたい方がいる場合も想定し、予めの意見聴取やリモートによる参加等、直接参加に代わる手段の設定や、不参加も許容されるものであることの周知などを検討する。

急激な感染拡大が生じた場合にあっては、イベント等の中止や施設の閉館等を行う必要があり、そうした事態にも常に備えておくこととする。

1 市主催のイベント・行事開催の目安

(1) 収容率の目安

① 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合

次の全てを満たす場合に限り、収容率の上限を100%とする。

- ・これまでの当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態が見られていないこと。（開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないこと）。
- ・マスクの常時着用、飲食制限等を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われること。
- ・発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が実施されること。

(飲食の取扱い)

マスクの常時着用を担保するため、飲食を伴うイベントについては「大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの」には該当しないものとして取り扱うこととするが、飲食を伴うがイベント中の発声がないことを前提としうるイベントについて、次に記載した条件が全て担保される場合に限り、イベント中の飲食を伴っても「大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱うことができることとする。

(「飲食を伴うものの発声がないもの」における感染防止策の具体的条件)

①	食事時以外のマスク着用厳守	<ul style="list-style-type: none"> ・入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること ・イベント前に飲食時以外のマスクの着用徹底を動画上映、アナウンス等で周知すること ・イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること ・着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る
②	会話が想定される場合の飲食禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、映画の場合は、発生が想定される場面(例：上映の前後、休憩中のシアター内等)での飲食禁止 ・その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底
③	十分な換気	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素濃度 1000ppm 以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を順守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が 30 m³/時/人以上に設定されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること(野外的場合は確認を要しない)
④	連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ(COCoA)や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等
⑤	食事時間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> ・長時間の飲食が想定されうる場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること

②大声での歓声、声援等が想定される場合

前記①に該当しないイベントは、次の収容率を目安とする。

○参加者の位置が固定され、入退場時や区域内の適切な行動確保ができるイベント

大声での歓声、声援等が想定されるイベントについては、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ(5名以内に限る)内では座席等の間隔を設ける必要はないこと。すなわち、参加人数は、収容定員の50%を超えることもありうる。

○参加者が自由に移動できるものの、入退場時や区域内の適切な行動確保ができるイベント

大声での歓声、声援等が想定されるイベントについては、1)収容定員が設定されている場合は当該収容定員の50%までの参加人数とすることとし、2)収容定員が設定されていない場合は十分な人と人の間隔(1m)を要することとする。

(参考：民間主催のイベントに対する県の要請)

	収容率	
イベント の種類	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの (・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの(映画館等))	大声での歓声・声援等が想定されるもの (・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等)
	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)

2 全国的・広域的なイベント等

(1) 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握の困難なものについては、引き続き、中止を含め慎重に検討すること。具体的には、イベントを開催する場合については、十分な人と人との間隔(1m)を設けることとし、当該、間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。

3 イベント・行事を開催するに当たっての留意事項

イベント・行事を安全に開催するためには、「信州版『新たな日常のすゝめ』」の内容や、新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえながら、参加者及び職員への感染を防止するための対策・行動について、主催者自ら考え、工夫し、実践することが求められる。

以下の項目を参考にしながら、安全な開催に向けて十分に検討したうえで、イベント等の準備を進めていくこと。

(1) 開催前

- ・風邪(発熱・咳等)症状がある方に対する入場拒否の可能性の事前周知
- ・当該イベントの参加者で感染者が出た場合における、保健所の聞き取り調査協力の事前要請
- ・接触確認アプリのインストールの事前の求め

(2) 会場準備

- ・アルコール手指消毒液等の各所への設置、職員や参加者・利用者への手洗いや手指消毒徹底の周知
- ・共有物など参加者の手が触れる物・場所について消毒用アルコール等による事前の拭き取りの実施

(3) 入場時

- ・職員や参加者・利用者にマスク着用の周知、着用なしの場合の配布等の対応
- ・入退時の出入口の分離、人の流れの一方通行化など、人と人が交錯する機会を極力減少させる等の配慮
- ・入場時の検温の実施
- ・アルコール手指消毒液等を受付に設置し、手指消毒徹底の求め
- ・催物開催中、大声を出すことを控える等の参加者への周知
- ◆不特定多数の者が参加するイベントにおいて
 - ・参加者名簿に、氏名・住所・電話番号の記載を求める等、感染者発生時における追跡・調査を可能とするための準備

(4) 終了後

- ・終了後に共用場所の消毒（拭き取り）の実施
- ・参加者のリストについて、駒ヶ根市個人情報保護条例に従った適切な管理、また1か月程度を目途とした廃棄

(注) 上記の項目をすべて満たさない場合であっても、直ちにイベント・行事の開催が不可となるわけではない。実施の形態や場所によってリスクが異なることに留意しながら、感染防止のための対策について十分な検討を行ったうえで、実施の判断を行うこと。

※市が共催又は後援するイベント等の場合は、主催者等に同様の対応をするよう要請することとする。